

平成 27 年 11 月 27 日
東京税関業務部

関 係 各 位

バター等にかかる輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動停止について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日までの関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 11 項に掲げる物品（バター等）の輸入数量が、同法第 7 条の 3 第 1 項に規定する輸入基準数量を超えることとなりましたが、「バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成 27 年度における適用の停止を定める政令」により、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに輸入されるバター等にかかる特別緊急関税の発動は停止されることとなりましたので、お知らせいたします。

これにより、バター等に適用される関税率は平成 27 年 12 月 1 日以降も変更はありませんのでご注意ください。

問合せ先：

東京税関業務部通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337